

## 埼玉県総合教育会議会場傍聴要領

### 1 趣旨

この要領は、埼玉県総合教育会議の会議開催の場所における傍聴（以下「会場傍聴」という。）の手続、傍聴者の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、15人とする。

### 3 傍聴の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会の30分前から会議開催場所の入口前で行うものとする。
- (2) 会議の傍聴を希望する者は、前記(1)の受付時間内に、会場傍聴申込書（様式1）を提出しなければならない。
- (3) 会議の開会10分前において、傍聴希望者が定員を超える場合は、傍聴の受付を締め切り、抽選により傍聴者を決定の上、傍聴券（様式2）を交付する。

なお、定員を超えていない場合は、定員に達するまで傍聴券を交付する。

- (4) 傍聴者は、当該傍聴券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

### 4 報道関係者の傍聴

上記2及び3に関わらず、報道機関に所属する者で議長が特に認めるものは、傍聴券の交付を受けて会議を傍聴することができる。

### 5 入場

- (1) 傍聴者（上記4により傍聴券の交付を受けた報道関係者を含む。以下同じ。）は、係員の指示に従い、入場しなければならない。
- (2) 傍聴者は、入場の際、係員に傍聴券を提示し、所定の傍聴席に着かなければならない。

### 6 入場の禁止

- (1) 次のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。
  - ア 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
  - イ 酒気を帶びていると認められる者
  - ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、議長が傍聴を不適当と認める者
- (2) 議長は、係員に、傍聴者が前記(1)に規定するものを携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。
- (3) 議長は、前記(2)の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その

者の入場を禁止することができる。

## 7 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席では、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ア 議事等に批判を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- イ 私語、談話、拍手その他騒ぎ立てる行為等をしないこと。
- ウ 飲食又は喫煙をしないこと。
- エ みだりに席を離れること。
- オ 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- カ 携帯電話の電源を切ること。
- キ 上記アからカまでに掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

## 8 非公開とされた場合の退場

会議が非公開とされた場合は、傍聴者は速やかに退場しなければならない。

## 9 議長の指示

上記6から8までに規定するもののほか、傍聴者は、議長の指示に従わなければならない。

## 10 違反に対する措置

- (1) 議長は、傍聴者がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命じることができる。
- (2) 傍聴者は、議長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

## 11 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この要領は、平成27年5月13日から施行する。

この要領は、令和5年8月2日から施行する。

様式1

整理番号

(宛先)

埼玉県総合教育会議議長

埼玉県総合教育会議会場傍聴申込書

第 回埼玉県総合教育会議の会場傍聴を申し込みます。

なお、会議の傍聴の際は、埼玉県総合教育会議会場傍聴要領を遵守します。

年 月 日

住所（市町村名のみ）

氏名

様式2

整理番号

第 回埼玉県総合教育会議

傍 聴 券

年 月 日

埼玉県総合教育会議議長

\* 埼玉県総合教育会議会場傍聴要領を遵守してください。

\* お帰りの際は、この傍聴券を受付に返納してください。